

第2回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和4年5月9日(月)午後2時00分
- 2 開催場所 袖ヶ浦市農業センター講習室
- 3 定数及び現員数 定員16名 現員16名
- 4 出席委員 14名
 - 1番 石井清治
 - 2番 佐久間勝史
 - 3番 花澤一弘
 - 4番 繁田俊彦
 - 5番 山寄和雄
 - 6番 大野雅弘
 - 7番 大越久雄
 - 8番 中山雅夫
 - 9番 田中幸一
 - 10番 渡邊美代子
 - 11番 根本雅史
 - 12番 山口壹弘
 - 13番 注連野千佳代
 - 14番 増田勉
- 5 欠席委員 2名
 - 1番 石渡正明
 - 2番 小倉哲也
- 6 出席事務局職員 4名
 - 1番 斉藤事務局長
 - 2番 鈴木主幹
 - 3番 山田主査
 - 4番 高橋副主査

◎開 会

令和4年5月9日午後2時00分 開会

○事務局長（斉藤明博君） 本日はお忙しい中、農業委員会総会にご出席いただきありがとうございます。

初めに、会長からご挨拶をいただきます。よろしくお祈いします。

○議長（注連野千佳代君） 肌寒く、はっきりしない天気が続くようできて、暑かったり寒かったり天候が安定しませんね。作物への影響も心配されますけれども、皆様も体調を崩さないようくれぐれも注意していただきたいと思います。

さて、本日は運営委員会案件もございますので、慎重審議のほどお願いいたします。

○事務局長（斉藤明博君） ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。

総会の議事は、袖ヶ浦市農業委員会会議規則第4条第1項の規定により、会長が行うこととなっておりますので、よろしくお祈いします。

○議長（注連野千佳代君） 会議に先立ちまして、本会議における傍聴人の方にはお手元の傍聴要領をお守りいただき、会議の進行にご協力くださいますようお願いいたします。

ただいまより第2回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、16名中14名出席でございますので、会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。2番、石渡正明委員、8番、小倉哲也委員。

◎議事録署名委員の指名

○議長（注連野千佳代君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

5番、繁田俊彦委員、7番、大野雅弘委員を指名いたします。よろしくお祈いいたします。

◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（注連野千佳代君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の1及び2については関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。

斉藤君。

○事務局長（斉藤明博君） 事務局の斉藤です。議案第1号の整理番号1及び2についてご説明いたします。

議案の1ページから2ページを御覧ください。本件は、令和4年4月21日付で申請書の提出がありました。申請内容は、農地所有適格法人による新規就農のため、市内在住の個人の所有する農地について、所有権を移転しようとする案件です。

譲渡人は、農地を管理することが困難なため、所有権を移転したいとのことです。譲受人は、法人として新規就農するため、所有権を移転したいとのことです。

総会資料1ページの位置図を御覧ください。場所は、上泉字十二天に位置する農地7筆です。現地を確認したところ、現地は畑で保全管理をされておりました。

総会資料2ページから21ページに法人関係資料及び農業経営実施計画書等を添付しております。この法人については、農地所有適格法人の要件に該当することを千葉県農業会議に確認済みです。農業経営実施計画につきましては、君津農業事務所改良普及課の指導を受けて作成しております。

本件は、新規就農であることから運営委員会案件となっており、運営委員会において就農意欲、営農能力、経営計画等について審査していただいております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、新規就農であり、経営農地はありません。

農機具等については、草刈り機及び農用車を所有しております。

農作業常時従事日数につきましては、常時雇用者として代表者を含む総数3名が合計210日従事する計画となっており、基準の150日以上従事するため要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、所有権移転による耕作面積が55アールとなり、50アール要件を満たしています。

地域との調和要件につきましては、地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 本案件につきましては運営委員会案件でありますので、運営委員会委員長に運営委員会における審議の内容について報告していただきます。

山口運営委員会委員長、お願いします。

○運営委員会委員長（山口壹弘君） 14番の山口です。今回の案件は、農地法第3条に基づき所有権移転しようとする案件です。

4月28日に運営委員会を開催し、現地調査及び申請人就農意欲、営農能力及び収支計画等の確認について審査を行いました。

現地調査については、午後1時50分頃から運営委員及び事務局において、譲受人立会いの下、申請地である農地を確認いたしました。

現地では、農地の進入路に関しては私有地であるが、所有者等に許可を得ているかということで質問があり、野里区や管理している地元の団体に許可を得たとの説明がありました。また、ブルーベリーの品種、栽培方法に関する質問があり、ブルーベリーの品種についてはラビットアイという品種なようで、栽培方法はど根性栽培、よく分かりませんが、ど根性栽培ということでありました。品種の潜在能力を生かした方法で栽培するという説明がありました。そのど根性栽培というのは、そういうことみたいです。

か何人かいらっしゃるか分からないけれども、それで全部でその日数ぐらいなのかなという感触を私は受けました。この〇〇さん自体はそんなにいらっしゃらないはずです。

○13番(根本雅史君) 下に常時雇用で150日、臨時雇用で180日というふうに書いてありますね。臨時雇用3人ですけれども、常時雇用、これは〇〇さんのことか。

○議長(注連野千佳代君) そうですね。

○13番(根本雅史君) だから、〇〇〇〇は出資者なので、別に〇〇〇〇という名前使わなくてもいいのですよね。

○議長(注連野千佳代君) そうです。

○13番(根本雅史君) 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇と〇〇さんでクリアしていれば、問題ないのではないですかね。

○議長(注連野千佳代君) 一応そういうことになるかと思えます。これからなので、今始めているわけではないので、今書類上はこうなって、こういう申請になっているという感じですよ。

事務局、山田君。

○事務局(山田尚史君) ただいま片方の人間だけ、立場としてだけで日数が十分にあればいいのではないのかということで、確かに疑問に思われるところあるかと思うのですが、今回の法人につきまして、農地所有適格法人という特別な資格があるかどうかというのを審査する形の中で、今回この申請者は、3者の方、それからその申請書に戻りましてもう一個の会社、ここには載っていないもう一個の会社で3つの出資者でやっているのですけれども、この出資者のうち過半数が農作業に関連していないといけないという形がありまして、なので3者のうち過半数という形になると、2つの立場の人間が参加しなければいけない。なので、代表者の方が、この申請する法人の代表者として1、さらに出資者であるうちの一つの会社の立場として1という形で、2つの立場から農業に従事している方がいないといけないと。そこに書いてある社員の方は、あくまでも社員の方で役員ではないので、今言った過半数を数えるときには数えられない。なので、両方の会社の業務として、それぞれの立場で参加しないとけないという形になっています。この辺りは千葉県農業会議のほうに、こういう形でなければいけないのかということで確認をしまして、こういった形でなければいけませんよという形でご指摘を受けたところでございます。ちょっと分かりにくくてすみません。

○議長(注連野千佳代君) ほかにいかがでしょう。何かございますか。

増田委員、お願いします。

○16番(増田 勉君) 今回大野さんのほうから、懸念事項として多分大きく2つだと思うのです。今後産廃業者の件でちょっと心配だなというのと、5年ぐらいならないと商品ができないので、経営のほう問題あるのではないかという質問だったと思うのですが、2番目の経営については、私ちょっと見たのですけれども、資本金900万あって、土地も幾らもかかっていないし、ここ年間の初年度の植樹するお金が100万ぐらいかかるみたいですが、あともう人件費とか、かかるお金はさほどな

いのですよ。従業員さんは、多分ほかのどこかでアルバイトか何かやって生計を立てるということで、支払うものはさほどないので、お金だけのキャッシュフローだけ見れば5年ぐらい全然問題ないのではないかという。人件費なんか年間二、三十万しかなかったみたいなのです。あとはガソリン代ぐらい。だから、経営面については、そんなにこちらで心配するようなものではなくて、5年後からが逆に問題で、本当に採算ベースに合うかどうかというところはちょっと分からないのですけれども、取りあえずは5年間はさほど仕事もないような状況だと思うのです。まだ取らないですからね、出荷しないので。

あと、1番目の産廃の危険性というところについては、これは市とか何かで念書か何か頂くのですか、こういうのは。頂くことは特にはない。購入者、企業ではなくて出資者というか、どうもこの出資者というところについてしまうのですけれども、うちのほうの売買は一応農業法人ということなので、この辺どうなのかなと思うのです。誰が買っても捨てる時は捨てるのではないかなという思いもあるし、産廃業者だからというのはちょっとどうなのかなと。これ私個人の考えなのですよ。だから、たとえ個人で買っても不法にそこに捨てることもあり得るし、大野さんと現地4月に見たときに、みんなでちょっと意見出し合った中では、地元の人たちがやっぱり農作業やりながら、そんなものを持ってこないかどうか見ていくしかないよねというような話もちらっとあったと思うのです。それで上泉のエリアの人たちは本当に心配だと思うのです。その辺を何か担保するようなものが欲しいねというところだと思うのです、大野さんが言うのは。ただ、そういうものがあるのかどうかというところを、事務局のほうにちょっとお聞きしたかったところです。

以上です。

○議長（注連野千佳代君） 事務局いかがでしょうか。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。こちら農地法第3条につきましては、今後きちんと継続してやっていくのかという形ですけれども、一応農地法第3条を受ける際に、袖ヶ浦市としては通常の農地法第3条の申請書に添付する形で、誓約書という形でこれらの新しく、今回だと購入する農地につきましては、又貸しとかほかの会社とかに貸したりとかしないで耕作をしていきますという、誓約書を添付していただいております。

以上です。

○議長（注連野千佳代君） 根本委員。

○13番（根本雅史君） 13番、根本です。まず、経営の収支の関係ですけれども、さっき増田委員がおっしゃったように、苗木を植えてしまえば、あとは草刈りだけの費用しかかからないと思うのです、収穫までは。収穫時は人を雇わないといけないので、それなりに出費はあるかもしれませんが、それまではほとんど草刈りだけしかかからないので、それまで収支は大丈夫ではないかなと思いますし、そもそも新規事業でリスクのない新規事業ってないのではないですか。だから、リスクが全くゼ

口でなければ認められないというのも、それはちょっと無理があると思います。普通に考えて成功する可能性とリスク考えて、今回のような計画ならばやっていける可能性はあるのではないですか。結構あると思うのですけれども。

○議長（注連野千佳代君） 大野委員。

○7番（大野雅弘君） 農業関係、結構今厳しい時代で、うちらも何を作付したら収入が得られるかというような考えでいつもやっているのです。それで、新規就農者の方はもうほとんどリスクがないような状態で、私らも借金してやってきた人間なので、そんなにこの商売甘くないぞって思うところがあるのです。だから、この経営どうのって何か違うのではないかというのが本音です。

○13番（根本雅史君） 甘くはないでしょうけれども、ただ……

○7番（大野雅弘君） やりましょうという気持ちはいいですよ。耕作放棄地をきれいにしてくれるというのは、本当にありがたい話なのです。うちのほうも助かるのですけれども、ちょっと甘いような感じもしますね。皆さんどうやってあれしているか、分からないのですけれども。

○13番（根本雅史君） 不許可の理由でそういう理由が成り立ちますか。これは行政処分だから、不服申立ての対象になりますから、ちゃんと不服申立て出たときに答えられますか。絶対成功しないよと言いきれますか。そこまで、この計画で分かるのですかね。

それと、もう一つ、審議を継続してくれと、継続審議にしてほしいというご意見ですけれども、継続して延期して、その間に何を判断しようとしているのか、何を調べたら判断できるか。そこがはっきりしないと、ただ延ばしてくれというのも、ちょっと根拠が弱いような気がしますけれども。

○7番（大野雅弘君） 取りあえずさっきもお話ししたように、質問のほうは、この会議が始まる前に事務局さんのほうで話は全部聞いていただきました。それで、ある程度は分かったつもりですけれども、実際自分の中で何か納得していないようなところが、何か言葉がうまくまとまらなくて申し訳ないです。

○13番（根本雅史君） それは、要は出資者が産廃業者だから、そういう産業廃棄物をあそこに持ち込まれるのではないかという心配ではないですか。

○4番（花澤一弘君） 4番、花澤です。5反取得するということは、そこからまた違う地域だったり、例えば違う市だったり、買ってしまうのは買ってしまうのです。5反持っていれば、ほかの農地を買おうと思って申請すれば、また買えるのです。だから、そこで例えば埋めないにしても、埋められそうな場所があればまた買ってしまうのです。例えば産廃を捨てるとか。取っかかりが5反なのです。農家というか、新規就農で農家になるくくりが、5反持っていないと土地増やせない。持っていないでも、最初から5反買ってしまえばできるのです。そこで上泉のあそこでやるかどうかは、僕は分かりませんが、ただほかのまちの仲間から聞くと産廃業者が似たようなことはやっているみたいです、ブルーベリーを植えるとか。本当に似たようなことをやっているところもあるみたいです。それがこの先どうなるかというところは分からないのですけれども、個人的な意見で言えば3年、実が

できるまで、収穫できるまで賃貸でもいいのではないかと、別に土地を持っていなくても新規就農は多分できると思うし、それはだから分けたみたい你真ん中の話ですけれども、土地を取得しなくても農業はできるみたいなどころもあるのではないかなと、個人的には思います。

○13番（根本雅史君） それで。

○4番（花澤一弘君） 今のところですか。

○13番（根本雅史君） 現実にもう許可申請が出てきてしまっているのだから、今から賃貸でどうかと、そういう判断を求められているわけではないです。これがいいのか悪いのか、マルかバツで判断しなければいけない。駄目なら駄目で、こういう理由で駄目ですと言うしかない。

○14番（山口壹弘君） ちょっといいですか。14番、山口ですけれども、周りの人はどんな今感触というか、聞いていますか。

○7番（大野雅弘君） 地主さんの話をしますと、1件のほうはもう処分したいという方と、もう一件の方は、その人に合わせる。だから、貸すという形でもいいし、どうでもいいというような形です。面積の多いほうの人に合わせる。あと、それを通して前の農業委員さんとかも話聞いたのだけれども、やっぱり産廃業者というのが気になるようなお話です。

○13番（根本雅史君） 確かにそれは気にはなりますよ。

○14番（山口壹弘君） それで、地元のほうから何か、大丈夫か、そんなのとかという意見は。

○7番（大野雅弘君） そこまで全部にあれって、分かるような方にしか。ただゴールデンウィークしか期間がなかったの、4月28日から今日までの期間しかなかったの、聞ける人は限られていますけれども。

○14番（山口壹弘君） 運営委員会のほうで許可すべきと言ったのですけれども、反対する要素が分からないのだよね。

○13番（根本雅史君） そこが明確でないと。

○14番（山口壹弘君） 反対をきちんとする理由が。

○13番（根本雅史君） 不服申立てのとき耐えられないです。

○7番（大野雅弘君） 確かに言われているとおりでと思います。

○14番（山口壹弘君） 気持ちは分かるのですけれども、こっちにもその要素がないから。

○13番（根本雅史君） それと、出資者は確かに産廃業者ですけれども、産廃業者だからって全部の業者が悪徳業者だとは限りませんので、そういうレッテルを法的な判断ですることはできないし、実際に真面目にやっている産廃業者、世の中に産廃業者いないと回っていかないのだから。きれいごとばかり言っていないで、みんなごみとか産業廃棄物を出すわけだから、それを産業廃棄物をちゃんと真面目にやっている業者もいるわけですから、もしこれ不許可出るのであれば、この〇〇〇〇という会社がそういう不正行為をする可能性が高いということ、私たちが何か調査して根拠持たないと不許可できないですよ、今までそういう処分を受けたことがある企業だとか。ただ単に産廃業者だか

袖ヶ浦市の農地において、この人が耕作している証明書を権利等を取得しようとする他の市町村に付して申請する形になるので、一応ここで5,000平方メートルを超えているからといって、ほかの市町村で無制限に借りられるというものではなく、あくまでもここをきちんとやっていないと、追加で耕作する面積として取れないという形にはなります。

以上です。

○議長（注連野千佳代君） ほかに。

山口委員。

○14番（山口壹弘君） 山口です。今の話だけれども、今回ここでこの時期に土地を取得し1年間きれいにやっていたよと言えば、ほかの市町村へ行って買ってしまうのか。

○議長（注連野千佳代君） 事務局、山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。逆にですが、ほかの市町村で土地を持っている農業者の方が袖ヶ浦市で申請しようとする際には、袖ヶ浦市から申請者がお住まいの市町村に問合せをして、計画どおり営農していますかと聞き取りをするようにしていますので、恐らく逆の場合にも、ほかの市町村で買う際には、ここで最近買ったばかりなのですからけれども、どういうふうになっていますかという聞き取りがあった際に、何もやっていませんよというような形になると、袖ヶ浦市のほうからその旨の情報が向こうに行って、また向こうの審議にも影響を与える形になると思います。

以上です。

○14番（山口壹弘君） 1年ぐらいはきれいにやっているのだろうね。

○議長（注連野千佳代君） ほかに何か質疑、ご意見でも結構です。

渡邊委員。

○12番（渡邊美代子君） 12番、渡邊です。ここまで審議してあれなのですからけれども、この合同出資会社の出資者で取りあえず1名挙がっていますよね、この〇〇さんという方が。ほかの会社というのは何が、どういう関係の会社の人が出資しているのでしょうか。

○議長（注連野千佳代君） 事務局、山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。先ほど申し上げた中にもありましたが、今回の申請者である法人さんの出資者としては3者がありまして、本人として代表者の方、もう一つが、先ほどからお話しているところで、もう一社のところも同じ系列の同業種というか、金属回収業などを行っている会社という形になっていました。この3件目につきましては農業関係の、先ほど言いましたように農作業をする人間の派遣などはしていないので、農業関係者としては扱わないという形になっています。あくまでも3者中2者のみが農業関係者という形になっております。

○議長（注連野千佳代君） 渡邊委員。

○12番（渡邊美代子君） 12番、渡邊です。関連会社ということは、同じ系列ということ。この〇〇〇〇さんの関連の会社ということですか。

○議長（注連野千佳代君） 事務局、山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。同一のホームページで紹介されている会社となっておりますので、系列会社であるとは思いますが、具体的にどのような資本関係を持つとか、今具体的な事に関しましては把握はできてはおりません。

以上です。

○議長（注連野千佳代君） いかがでしょう、渡邊委員。

○12番（渡邊美代子君） ということは、結局合同といっても、この〇〇さんって方1人の名前が挙がってくるのしか見えないのですけれども、ということですね。

○議長（注連野千佳代君） 事務局、山田君。

○事務局（山田尚史君） そういう形、関連する会社という形になりますので、恐らくその辺りの関係はあるかと思えます。逆に言いますと、これがもしも仮に代表取締役の方が全てを出資していてやっていた場合でしたら、100%農業関係者が出資しているという形で、恐らく権利関係はもっと簡単なものになったのかなと思えます、出資関係は。

以上です。

○13番（根本雅史君） すみません。確認ですけれども、3者というのは、〇〇〇〇と、その関連会社と。

○事務局（山田尚史君） 関連会社と、この申請する法人の代表者の方が個人として出資をしているので、個人、法人、法人で3者あるという形になります。

○議長（注連野千佳代君） ほかにどなたかご意見ございますか。質疑はほかにはございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

それでは、採決に移ろうかと思いますが、議案第1号の1及び2について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成多数でございます。

よって、議案第1号の1及び2については許可と決定いたします。

これ、ただ大野委員の懸念はもっともですので、何かちょっとその不安が解消できるような手だてがあったらいいのかなとも思うのですが、事務局どのようにお考えになりますか。

山田君。

◎議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について(整理番号1)

○議長(注連野千佳代君) 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第2号についてですが、この後の議案第3号の1、農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請と関連がありますので、併せて審議いたします。

斉藤君。

○事務局長(斉藤明博君) 事務局の斉藤です。議案第2号及び議案第3号の整理番号1について、関連がありますので一括してご説明いたします。

議案書3ページと4ページを御覧ください。本件は、平成30年8月27日付で、市外の法人が農地法第5条転用許可を受けた奈良輪地区における建て売り分譲住宅10棟の転用案件について、事業の継続が困難となったことから、市外の法人が残存する事業を承継したいとする案件です。

承継する事業の内容としては、当初の事業内容である建て売り分譲住宅10棟のうち、事業が完了していない5棟分の農地計1,047.58平方メートルとなります。

総会資料の23ページの位置図を御覧ください。申請地は、奈良輪小学校の南側約50メートルに位置し、市街化区域に近接する農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されます。

総会資料の24ページから26ページを御覧ください。土地利用計画については、総会資料24ページにありますとおり、当初は建て売り分譲住宅10棟及び付随する道路等の整備を行う計画となっております。変更後の事業計画は、25ページ及び26ページにあるとおり、建て売り分譲住宅5棟の開発を行う計画となっております。

総会資料27ページから28ページに建物の立面図、29ページに事業承継後のスケジュール表を添付しております。

所要資金については、自己資金で賄う計画となっております。

総会資料30ページに現地の写真を添付しております。現地は、既に当初の事業計画に基づき整地済みとなっております。

なお、今回承継する5棟以外については、4棟が住宅を建設して買主に引渡し済みで、1区画が契約済みで住宅建設の準備中とのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(注連野千佳代君) 事務局の説明が終了しました。

本案件につきましては、事業内容に大きな変更はありませんので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告は省略いたします。

これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号及び議案第3号の整理番号1について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号及び議案第3号の整理番号1については許可と決定いたします。

◎議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請について（整理番号2）

○議長（注連野千佳代君） 次に、議案第3号の2について事務局の説明を求めます。

斉藤君。

○事務局長（斉藤明博君） 事務局の斉藤です。議案第3号の整理番号2についてご説明いたします。

議案5ページを御覧ください。本件は、市内の法人が、市内在住の所有者から農地2筆、4,280平方メートルを所有権移転し、建て売り分譲住宅用地19区画に転用しようとして、令和4年3月8日付で転用許可を受けた案件でございます。今回の申請は、隣接する山林を含め事業拡大を図るものです。

総会資料の31ページの位置図を御覧ください。申請地は、蔵波中学校の東側約800メートルに位置し、市街化区域に近接する農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されます。

計画変更の内容については、当初は農地2筆及び隣接する宅地を建て売り分譲住宅19棟で転用する計画でありましたが、隣接する譲受人が所有する山林を事業計画区域に編入し、住宅用地11区画も一体で開発するため、事業計画を変更しようとするものです。

総会資料32ページに土地利用計画図、33ページに現地写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しました。本案件につきましては、事業内容に大きな変更はありませんので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告は省略いたします。

これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号の2について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の2については許可と決定いたします。

◎議案第4号 令和4年度第2次農用地利用集積計画（案）の承認について

○議長（注連野千佳代君） 次に、議案第4号 令和4年度第2次農用地利用集積計画（案）の承認についてを議題といたします。

議案第4号について、事務局の説明を求めます。

斉藤君。

○事務局長（斉藤明博君） 事務局の斉藤です。議案第4号の令和4年度第2次農用地利用集積計画（案）についてご説明いたします。

別冊になっています。議案第4号を御覧ください。この集積計画については、農地法第3条第1項第7号に該当し、農地法の規定による許可申請による許可ではなく、農業経営基盤強化促進法により農業委員会の審査及び決定を受けるために審議をしていただくものです。

4ページを御覧ください。今回の申請は、利用権設定が1件で、通常の利用権設定となっております。利用権設定を受ける方の面積は、合計で21.4アール、2,140平方メートルとなっております。

利用権設定の詳細内容につきましては、1ページから3ページに記載のとおりとなっております。説明は以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 事務局の説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 討論はないようですので、討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第4号について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

◎追加議案第1号 袖ヶ浦市農業委員会委員の辞任の同意について

○議長（注連野千佳代君） ここで議案1件追加します。

追加議案第1号、袖ヶ浦市農業委員会委員の辞任に係る同意についてを議題といたします。

追加議案第1号について、事務局の説明を求めます。

斉藤君。

○事務局長（斉藤明博君） 事務局の斉藤です。追加議案第1号についてご説明させていただきます。

こちら別紙で紙1枚のものになっております。追加議案の1ページを御覧ください。袖ヶ浦市農業委員会委員の辞任の同意についてでございます。提案理由は、令和4年5月6日付で小倉哲也委員から、一身上の都合により同日をもって農業委員を退職したい旨の届出があり、これを受理することについて、農業委員会に関する法律第13条第1項の規定に基づき、農業委員会の同意を求めるものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（注連野千佳代君） 議案の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

根本委員。

○13番（根本雅史君） 13番、根本です。辞任理由は、健康上の理由ということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（注連野千佳代君） 事務局、斉藤君。

○事務局長（斉藤明博君） そのとおりでございます。

○議長（注連野千佳代君） 増田委員。

○16番（増田 勉君） 質疑に当たらないと思うのですが、こういう場合、欠員が出た場合は途中で補充するのですか。それとも欠員のまま3年間いくのですか。

○議長（注連野千佳代君） 事務局、斉藤君。

○事務局長（斉藤明博君） 前回は途中で体調を崩されて辞任された方がいらっしゃったのですが、残り2年を切っておりましたので、1年と少し。

○事務局（山田尚史君） 1年半ほどです。

○事務局長（斉藤明博君） なので、そのままの体制で、たまたまその地区の委員さんがもう一人いらっしやいましたので、カバーできるという判断になりまして欠員の補充は行いませんでしたが、今回まだ1か月少ししかたっていない状況ですので、再度推薦のお願いと募集をするというような手続に入ってまいります。

○議長（注連野千佳代君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 質疑はないようですので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。

追加議案第1号、袖ヶ浦市農業委員会委員の辞任に係る同意について、同意される方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（注連野千佳代君） 賛成全員でございます。

よって、追加議案第1号について、同意することに決定いたしました。

◎報告事項

○議長（注連野千佳代君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。協議報告第1号についてご報告いたします。

議案6ページを御覧ください。農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、報告いたします。

なお、専決処理期間は、令和4年3月1日から3月31日までで1件でございます。

続きまして、協議報告第2号についてご報告いたします。議案7ページから8ページを御覧ください。農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき、局長専決にて処理いたしましたので、ご報告いたします。

なお、専決処理期間は、令和4年3月1日から3月31日までで3件でございます。

報告のほうは以上でございます。

◎その他

○議長（注連野千佳代君） 次に、日程第4、その他について、委員から何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君） 事務局から何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（注連野千佳代君）　ありません。

本日の日程は全て終了しました。

◎閉　　会

○議長（注連野千佳代君）　これもちまして第2回農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後3時10分　閉会